

公立大学法人 和歌山県立医科大学 中期計画一覧表（中間評価）

平成18年度～平成21年度

中 期 計 画

第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織

- 1 中期計画の期間
平成18年4月1日から平成24年3月31日までの6年間とする。
- 2 教育研究上の基本組織
学部、研究科及び専攻科を置く。

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

- 1 教育に関する目標を達成するための措置
- 2 研究に関する目標を達成するための措置
- 3 附属病院に関する目標を達成するための措置
- 4 地域貢献に関する目標を達成するための措置
- 5 産官学の連携に関する目標を達成するための措置
- 6 国際交流に関する目標を達成するための措置

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

- 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置
- 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置
- 3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置
- 4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

- 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置
- 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置
- 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

- 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置
- 2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

- 1 施設及び設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置
- 2 安全管理に関する目標を達成するための措置
- 3 基本的人権の尊重に関する目標を達成するための措置

中期計画	達成見込	特記事項	備考
第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置 ア 学部教育			<ul style="list-style-type: none"> ・過去4事業年度の年度評価における評定ごとの累計 ・丸数字は年度 ・ページは、資料2-2の該当ページ
(ア)-1 人文科学、社会科学、自然科学などの分野における幅広い基礎知識と技術を教授するとともに、分野の枠を超えて共通に求められる知識や知的な思考力を育成する。	Ⅲ	中国語など人文系の選択教科を増やすなど、外部教員の増により知識を広げる取り組みを行った。	Ⅲ 8 P 1～
(ア)-2 人間としての在り方や生き方に関する深い洞察力や理解力を育成するため、カリキュラム編成等に工夫を加え、質の高い医療人を育成する。	Ⅲ	プラグマティズム的臨床医育成プログラムを推進し、質の高い医療人育成に取り組んだ。	Ⅲ 5、Ⅳ 4 (18)(19)(20)
(ア)-3 情報処理施設等の活用を図り、高度情報技術社会に対応できる情報活用能力・情報リテラシーを育成する。	Ⅲ		Ⅲ 7 P 2～
(イ)-1 学生の課題探求能力、問題解決能力、学問を探究する研究心を育成し、医学又は保健看護学を中心とした幅広い知識及び技術を教授する。	Ⅲ		Ⅲ 8
(イ)-2 新卒者の医師国家試験合格率95%以上、看護師国家試験合格率100%、保健師国家試験合格率95%以上を目指す。	Ⅲ	医師国家試験合格率が低下した原因を分析し、それを踏まえて対策を講じていく。 (国家試験形式に準じた卒業試験の実施、4年次の進級判定のなお一層の厳格化及び臨床医学修学の徹底など)	Ⅱ 1 (20)、Ⅲ 5、Ⅳ 1 P 3～
(ウ)-1 チーム医療やインフォームドコンセントに不可欠なコミュニケーション能力を育成するためのカリキュラムを充実する。	Ⅲ		Ⅲ 7、Ⅳ 3
(ウ)-2 専門的かつ総合的な知識及び技術を習得させる上で、医療の安全や緩和医療等今日の医療に必要な感性の育成を考慮するなど、人権に配慮した教育を行う。	Ⅲ		Ⅲ 5、Ⅳ 2 P 4
(ウ)-3 価値観、目的、感性などの違いを相互に理解させ、学ばせるために、学部や学年の異なる学生が同じ場で協調して学ぶ機会を設定することにより、医療に携わる専門職がお互いの立場を尊重し、チームワークのとれる健全な人材を育成する。	Ⅲ		Ⅲ 7 P 5～
(エ)-1 学生の社会活動、地域医療への参加を推進し、地域との交流、医療への学生の関心を高める。	Ⅲ		Ⅲ 10、Ⅳ 3
(エ)-2 国際的視野を持った人材を育成するため、海外交流を推進し、学生の異文化理解と必要な語学力の向上を図る。	Ⅲ		Ⅲ 4、Ⅳ 4 (18)(19)(20) P 6～
イ 大学院教育			
(ア)-1 医学研究科修士課程では、医学・医療関連の領域で基本となる共通教育科目、専門性を伸ばす専門教育科目、修士論文作成を行う特別研究科目の内容の充実を図る。	Ⅲ		Ⅲ 4
(ア)-2 修士課程では、生命倫理及び医の倫理観の高揚を図るための講義・研修を行う。	Ⅲ	「研究者の倫理」、「遺伝子組換え実験安全管理」を共通科目講義としてカリキュラム化を行った。	Ⅲ 4
(ア)-3 保健看護学の分野における研究能力に加えて高度の専門性が求められる職業	Ⅲ		Ⅲ 1、Ⅳ 1 P 7～

を担う卓越した能力を培うため、平成20年度までに保健看護学研究科修士課程（仮称）を開設する。			
(イ)-1 大学院生に分野横断的な知識を修得させ、多くの分野の研究にも対応し得る基礎技術を習熟させる。また、医学研究を行う上で基本的な実験研究方法等の理論を修得させる。	Ⅲ		Ⅲ 4
(イ)-2 国内外の学術誌への学位論文の発表や学会活動を推奨し、若手研究者や大学院生のシンポジウムでの発表、学会賞などへの応募を推奨することで、研究レベルの向上を図る。	Ⅲ		Ⅲ 4
(イ)-3 生命倫理及び医の倫理観の高揚を図るための講義・研修を行う。	Ⅲ	「研究者の倫理」、「遺伝子組換え実験安全管理」を共通科目講義としてカリキュラム化を行った。	Ⅲ 6
ウ 専攻科教育			
(ア) 助産に関する高度で専門的かつ総合的な能力を身につけた人材を育成する。	Ⅲ		Ⅲ 4、Ⅳ 2
(イ) コミュニケーション能力及びリーダーシップを備えた協調性の高い人材を育成する。	Ⅲ		Ⅲ 4 P 8～
(ウ) 地域医療及び健康福祉の向上に寄与する人材を育成する。	Ⅲ		Ⅲ 2
(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置			
ア 学部教育			
(ア) 入学者受入れ及び入学者選抜を実現するための具体的方策			
a-1 入学者受入れ方針の見直し、多様な入学者選抜を実施するとともに、入学後の成績・進路等との関連を検証して、入学者選抜方法に工夫及び改善を重ねる。	Ⅲ	新たな入試枠の設定をするなど入学者選抜方法に工夫及び改善を行うとともに、アドミッションポリシーを策定し、入学者の受入方針を明確にした。	Ⅲ 6、Ⅳ 1
a-2 入学試験を学生教育の出発点と考えて、入試・教育センターの機能をさらに充実させ、大学全体として選考に取り組む体制をとる。	Ⅲ		Ⅲ 4 P 9～
b 入学者選抜、進路指導等に係る相互理解を深めるために、オープンキャンパス、大学説明会などを通じ、高等学校との連携を図り、より広範な広報活動を行う。	Ⅲ		Ⅲ 4、Ⅳ 3
(イ) 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策			
a-1 各学部のカリキュラムが、それぞれの教育理念及び目標に即したものであるかどうかを検証し、必要に応じて改善を行う。	Ⅲ		Ⅲ 4
a-2 実践能力育成方法の充実に向け、卒業時の到達目標を作成する。	Ⅲ		Ⅲ 4、Ⅳ 1 P 10～
a-3 医学部では、6年一貫教育の充実のため、「医学準備教育モデル・コア・カリキュラム」及び「医学教育モデル・コア・カリキュラム」の精神に則り、必修事項の効率的修得と、一般教養科目の確保と充実を図って授業科目を編成する。	Ⅲ		Ⅲ 4
a-4 保健看護学部では4年一貫教育の充実のため、「教養と人間学の領域」「保健看護学の基盤となる領域」「保健看護学の専門となる領域」の3領域でカリキュラムを構成し、専門分野の枠を超えた横断的・総合的な学習の充実を図る。	Ⅲ		Ⅲ 4
b-1 プライマリケアや、総合診療教育を充実させ、本学に特色ある診療科、診療単位（救急集中治療部、血液浄化センター、リハビリテーション部、緩和ケア部など）、紀北分院の特徴を活かし、学部教育、臨床実習を卒後臨床研修に有機的に結合させたカリキュラムを編成する。	Ⅲ		Ⅲ 4
b-2 地域医療に貢献できる医療人を育成するため、学外の臨床教授のもとで臨床実習を行い、クリニカル・クラークシップ型の臨床教育を充実させる。	Ⅲ		Ⅲ 4、Ⅳ 3 P 11～

(ウ) 教育方法に関する具体的方策 a-1 教養教育の充実のために、学部間の共通講義を導入する。	III	医学部(1年次)と保健看護学部(1年次)との共通講義(ケア・マインド教育)を導入した。	III 4
a-2 多様な教養科目及び専門教育科目を幅広く提供するために、他大学との単位互換制度を継続して行う。	III	単位互換の科目を幅広く提供した。	II 1 (㊸)、III 6
b-1 問題設定解決型学習を推進し、自主的学習能力を高める。	III	学生自主カリキュラムを実施した。	III 1 2、IV 1 P 1 2～
b-2 臨床実習、研修を重視し、早期病院実習、看護実習、教育協力病院での実習など診療参加型実習を充実させる。	III		III 3、IV 1
b-3 高度情報技術社会に対応できるコンピュータ等の情報機器活用能力を高める。	III	地域医療支援推進室(高度医療人育成センター)に106台の端末を設置すると共に、e-learningが行える環境を整備した。また、インターネットを用いて情報収集などを学ぶ情報処理(1年次)のカリキュラムを導入した。	III 8 P 1 3～
b-4 演習、実習に異なる学年を参加させ、ティーチングアシスタント(TA)制度、リサーチアシスタント(RA)制度の導入を検討する。	III		III 4
c-1 チーム医療を理解するため、医学部と保健看護学部の教員が協力して教育を実施する。	III		III 4
c-2 人間としての在り方や生き方に関する深い洞察力や理解力を育成するため、カリキュラム編成等に工夫を加え、質の高い医療人を育成する。(再掲)	III		III 6、IV 3
(エ) 成績評価等の実施に関する具体的方策 a 医学部では、各科目の試験と共用試験(コンピュータを用いた客観試験(CBT)、客観的臨床能力試験(OSCE))の成績を取り入れた成績評価指針を作成し、学生及び教員に周知することにより厳正かつ公正な評価を行う。	III	共用試験の成績の評価基準を明文化するとともに、進級判定を厳正かつ公正に行った。	III 8、IV 1 P 1 4～
b 保健看護学部では、成績評価について教員の共通認識のもと、厳正かつ公正な評価を行う。	III		III 4
c 成績優秀者を表彰する制度を拡充する。	III		III 7、IV 1 P 1 5～
(オ) 卒後教育との連携に関する具体的方策 a 質の高い臨床医の育成を行うため、臨床実習、卒後初期及び後期臨床研修を有機的に組み立てる。	IV	卒後3年目の後期研修医に救命救急センターの研修を実施した。	III 5、IV 2 (㊸㊹)
b 保健看護学部と附属病院看護部との連携を図り、附属病院における卒前・卒後教育を充実させる。	III		III 7、IV 1
イ 大学院教育 (ア) 入学者受入れ及び入学者選抜を実現するための具体的方策			
a 大学院の授業時間については、教育方法の特例(大学院設置基準第14条)を実施し、社会人のために昼夜開講制として、多様な人材を求める。また、長期履修制度により修業年限の弾力化を図る。	III		III 4 P 1 6～

b 医学研究科修士課程では、コ・メディカルスタッフ、研究者を目指す者、企業等において医学・医療関連の研究に従事する者、医療行政関係者などの経歴を持つ人材を幅広く受け入れる。	Ⅲ	修士課程については、約90%が社会人である。	Ⅲ 3、Ⅳ 2
c 医学研究科博士課程では、従来の医学部卒業生等に加え、社会人の修士課程修了者等も入学しやすい環境を整える。	Ⅲ		Ⅲ 1 1、Ⅳ 1
(イ) 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策			
a-1 医学・医療に直結した課題に取り組み、研究経験と専門知識・技術を学ばせるカリキュラムを編成する。	Ⅲ		Ⅲ 4 P 1 7～
a-2 医学・医療に従事する過程で問題を発見する能力とその解決方法を企画立案する能力を持つ研究者、又は高度専門職業人を育成するカリキュラムを編成する。	Ⅲ		Ⅲ 4
b-1 医学研究科修士課程では、高度専門職業人の専門性を高めるため、研究能力の開発強化を図る。	Ⅲ		Ⅲ 4
b-2 医学研究科修士課程では、教員が相互に連携を取り、博士課程とも交流を図りながら教育・研修の機会を創出する。	Ⅲ	修士課程1年後期から所属教室において、博士課程と連携を図りながら研究教育を進める体制が確立した。	Ⅲ 4
c 医学研究科博士課程では、講座・研究室の枠を越えて、地域医療に貢献できるよう横断的な知識が修得できるようにカリキュラムを編成する。特に医学研究科地域医療総合医学専攻においては、各教室間の有機的な連携を促進し、高度先進的かつ分野横断的な大学院教育を行い、地域医療に貢献する医療人の育成を目指す。	Ⅲ		Ⅲ 4
(ウ) 教育方法に関する具体的方策			
a-1 研究レベルの向上や研究者間の交流を図るため、研究討議会や大学院特別講義の内容の充実を図る。	Ⅲ		Ⅲ 4 P 1 8～
a-2 各研究単位の教育研究目標及び研究指導目標を明確にした「大学院学生要覧」を作成し、これに基づいた研究指導を推進する。	Ⅲ	「大学院学生要覧」を作成し、研究内容等を掲載した。	Ⅲ 4
b 大学院独自のファカルティ・ディベロップメント(FD)研究会を年間を通じて定期的に行い、大学院教員の教育方法の改善を組織的に進める。	Ⅲ	学部と共にFD研修会を実施した。	Ⅱ 1 (18)、Ⅲ 3
(エ) 成績評価等の実施に関する具体的方策			
a 毎年研究業績集を公表し、社会的評価を受ける。	Ⅲ	学位論文を国立国会図書館に送付するとともに、HPにおいて「内容の要旨」等を3ヶ月単位で公表した。	Ⅱ 2 (18)(19)、Ⅲ 2 P 1 9～
b 優れた研究及び専門能力を有する者を顕彰する。	Ⅲ		Ⅲ 3、Ⅳ 1
ウ 専攻科教育			
(ア) 入学者選抜方法の工夫及び改善を図り、優秀な人材の確保に努める。	Ⅲ		Ⅲ 3
(イ)-1 卒業までに学生が到達すべき教育目標を明確にし、カリキュラム全体の改善に努める。	Ⅲ		Ⅲ 6
(イ)-2 医療現場での実習の充実を図り、地域医療等について理解と関心を深めるための教育を推進する。	Ⅲ		Ⅲ 2
(イ)-3 幅広い教養、豊かな人間性及び思考力・想像力をより増幅するため、人間教育を充実する。	Ⅲ		Ⅲ 2
(イ)-4 学生が主体的かつ意欲的に学習でき、知的好奇心、科学的探究心及び問題解	Ⅲ		Ⅲ 6

決能力を育む教育方法を採用する。				
(イ)-5 医療に従事する者として適切なコミュニケーション能力、妊産婦等の人権に配慮できる倫理観育成のための教育を充実する。	Ⅲ		Ⅲ 2	P 2 0 ~
(イ)-6 個々の学生が卒業教育へ円滑に移行できるように、専攻科教育と卒業教育の連携を図る。	Ⅲ		Ⅲ 2	
(ウ) 成績評価について、教員の共通認識のもと、厳正かつ公正な評価を行う。	Ⅲ		Ⅲ 2	
(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 ア 適切な教職員の配置等に関する具体的方策 (ア) 教育実施体制、教職員の配置、教育課程、時間配分などの見直しを行い、その内容を実施する組織を設置する。	Ⅲ	18年度「教育研究開発センター」を設置した。	Ⅲ 1	
(イ) 教育研究と実践を有機的に展開するため、各学部及び附属病院などの実習施設とのより一層の組織的な連携を図る。	Ⅲ		Ⅲ 8	
(ウ) 学部教育と大学院教育の連携を図り、M.D.-Ph.D.コース等多様な履修形態を検討する。	Ⅲ		Ⅲ 3	P 2 1 ~
イ 教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策				
(ア) 少人数教育、臨床実習、学生の自主的学習が円滑に実施できる環境の充実を図る。	Ⅲ	高度医療人育成センターにおいて、小グループの自主学習ができる環境を整備した。また、臨床技能研修センターの機能充実を図った。	Ⅲ 3、Ⅳ 2	
(イ) 図書館の蔵書の充実に努め、開館時間の延長について検討する。また、情報の国際化・電子化への対応として図書館機能の充実を図る。	Ⅲ		Ⅲ 6	
(ウ) 教育研究に関する円滑な情報処理及び情報通信の促進を図るため、医学情報ネットワークの適切な運用管理を行う。	Ⅲ	22年度新医学情報ネットワークシステムを構築し、運用管理実施した。	Ⅲ 4	P 2 2 ~
(エ) 医学、医療、科学、高等教育における和歌山県固有の発展の歴史について、顕彰し教育するための歴史資料室等の設置に向けた検討を行う。	Ⅲ		Ⅲ 3	
ウ 教育の質の改善につなげるための具体的方策 (ア) 教育の質の改善(FD)に関する学内組織を再構築し、教員への講習だけでなく、教育資材の開発を援助する。	Ⅲ		Ⅲ 4	
(イ)-1 教育活動評価のための組織を整備し、学生及び第三者による授業評価の在り方の検証及び改善を図る。	Ⅲ		Ⅲ 7	
(イ)-2 教育の成果・効果を評価する基準として、引き続き大学院生の学位論文の質的評価を行う。さらに指導大学院生数、学位を取得させた人数、指導内容等を検証し、評価の指標とする。	Ⅲ		Ⅲ 4	P 2 3 ~
(イ)-3 本学の学部教育、大学院教育及び専攻科教育がどのように活かされているかを検証するため、学部卒業生、修士課程及び博士課程修了者並びに専攻科卒業生の卒業後・修了後の追跡調査を行う。	Ⅲ	20年度過去5年分の調査を実施した。(大学院)	Ⅲ 1 0	

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置 ア 学習相談、助言、支援の組織的対応に関する具体的方策			
(ア) 新入生オリエンテーションを充実する。	III		III 4
(イ) 学生からの相談に細やかな対応ができるように学習相談及び助言体制の充実を図る。	III	相談内容に応じて、教務学生委員会及び健康管理医から相談責任者を選出し、効果的な相談体制をとった。	III 7 P 2 4～
(ウ) 教育研究活動中の事故及び災害に対処するため、学生の任意保険への加入を促進する。	III		III 7
イ 生活相談、就職支援等に関する具体的方策			
(ア) 健康保持及び心配や悩み事に対応するため保健管理室の充実を図り、心身両面で学生の健康管理体制を充実させる。特に、メンタル面のカウンセリング体制を充実する。	III	19年度健康管理センターを設置した。	II 1 (18)、III 5、IV 2 (1819) P 2 5～
(イ) 修学のための経済的な支援体制の充実に努める。	III	18年度修学奨学金貸付制度を創設した。	III 4
(ウ) 就職に関する情報提供に努め、就職活動の支援を行う。特に大学院生に対し、取得した専門知識が生かせるよう、教育職、研究職、高度の専門職への進路を指導し、助言、推薦などを行う。	III		III 9
ウ 留学生支援体制に関する具体的方策			
(ア) 大学及び大学院の研究活動、学費、学生生活等に関する情報を適切に提供する。	III		III 4 P 2 6～
(イ) 平成 18 年度中の国際交流センターの設置も視野に入れて、外国人研究者、留学生の受入れ体制、修学支援体制を整備する。	IV	国際交流センターを設置するとともに、外国人研究者、留学生等が利用する国際交流ハウスを整備した。	III 2、IV 2 (1819)
(ウ) 海外の大学等との学術交流を推進するとともに、諸外国の大学等との交流協定を締結する。	III	山東大学に加え、コンケン大学、マヒドン大学、香港中文大学、上海交通大学、ソウル大学と協定を締結した。	III 4、IV 4 (18181919)
2 研究に関する目標を達成するための措置			
(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置			
ア 目指すべき研究の方向と研究水準に関する具体的方策			
(ア)-1 和歌山県で重点的に取り組まなければならない疾病構造の改善、診療活動の改善、疾病の予防につながる研究を行う。	IV	18年度都道府県がん診療拠点病院に指定され、多数の講演会・研修を行うなど診療活動の改善につながった。 21年度観光医学講座において「スポーツ・温泉医学研究所」での研究活動を行うとともに、新たに「みらい医療推進センター」を開所し、診療機能を持つ「サテライト診療所本町」と研究機能を持つ「げんき開発研究所」を併設した。	III 2 (2021)、IV 6 (181819192021) P 2 7
(ア)-2 疾病の原因、診断、予防について医学及び保健看護学の研究を行い、診療活動の場において、医療及び保健看護の質の向上に貢献する。	III		III 4 P 2 8～

(イ)-1 創薬、診断及び治療方法などについての臨床研究、先端医療の研究を行う。	Ⅲ	21年度「循環器画像動態診断学講座」を開設した。	Ⅲ 7、Ⅳ 1
(イ)-2 講座の枠を超えて、基礎医学と臨床医学の連携による、より幅の広い医学研究の推進を図る。	Ⅲ		Ⅲ 2 (20②1)、Ⅳ 6
(イ)-3 基礎的研究を重視し、これを推進する。	Ⅲ		Ⅲ 3、Ⅳ 1 P 2 9～
イ 成果の社会への還元に関する具体的方策 (ア) 医学及び保健看護学及び助産学の研究成果を、地域産業の活性化、健康福祉、公衆衛生活動に展開させるため、研究成果、業績等の知的財産を公開するとともに、本学教員による各種の研修会での講演や地域活動などを行う。	Ⅲ		Ⅱ 2 (20②1)、Ⅲ 7、Ⅳ 2
(イ) 寄附講座、受託研究、企業との共同研究を拡大する。	Ⅲ		Ⅲ 2、Ⅳ 2
(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 ア 研究体制に関する具体的方策			
(ア) 大学が重点的に取り組む領域や研究分野を選定し、これに重点的・弾力的に人員を配置する。	Ⅲ		Ⅲ 3、Ⅳ 1 P 3 0～
(イ) 公募により、より優秀な指導的研究者の確保に努める。	Ⅲ		Ⅲ 6、Ⅳ 3
(ウ) 研究の活性化を検討する委員会の設置など、多くの医療人が研究に参画できる体制を構築する。	Ⅳ	18年度研究活動活性化委員会設置を4月に設置した。 21年度特定研究プロジェクト発表会を実施し、7件の応募者のプレゼンテーションによる選考を実施し4件採択を実施した。審査結果は学内に公表。 19年度採択課題（1件）の成果発表会を実施した。	Ⅳ 4
(エ) 知的財産の創出の支援、取得、管理及び活用を行う組織を設置する。	Ⅲ		Ⅲ 1
イ 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策 (ア) 研究の支援体制を整備するために、共同研究等の施設の拡充を検討する。	Ⅲ		Ⅱ 1 (20)、Ⅲ 3 P 3 1～
(イ) 研究機器及び備品の効果的な整備拡充、先端医学研究所の充実を図る。	Ⅲ		Ⅲ 4
ウ 研究の質の向上につなげるための具体的方策 (ア) 学内重点研究課題を選定し、学部、講座、研究室等の枠を超えた横断的プロジェクト研究を推進する。	Ⅳ	21年度特定研究プロジェクト発表会を実施、7件の応募者のプレゼンテーションによる選考から4件採択した。審査結果は学内に公表。 19年度採択課題（1件）の成果発表会を実施した。	Ⅳ 4
(イ) 教員の研究の水準・成果を検証するため、研究活動の評価を定期的に行い、かつ公表する。それに基づき、質の高い研究を資金面などで支援する制度を導入する。	Ⅲ		Ⅲ 3、Ⅳ 1

エ 研究資金の獲得及び配分に関する具体的方策 (ア) 研究を推進するための組織を設置し、競争的研究費の獲得や受託事業等の受入れによる外部資金の獲得について、毎年度10%の増加を図るとともに、学外との共同研究を企画・立案する。	III		III 2、IV 2 P 3 2～
(イ) 全国的な共同研究への参加を推進する。	III		III 4
(ウ) 横断的プロジェクト研究への重点的な資金配分を行う。	IV	21年度特定研究プロジェクト発表会を実施、7件の応募者のプレゼンテーションによる選考から4件採択した。審査結果は学内に公表。 19年度採択課題（1件）の成果発表会を実施した。 助成総額 17,500千円	IV 4
(エ) 萌芽的研究にも資金配分し、プロジェクト研究へ発展させることを目指す。	III		III 3、IV 1
(オ) 外部資金による新規の研究分野を検討する。	III		III 3、IV 2 (18)(19)
3 附属病院に関する目標を達成するための措置			
(1) 教育及び研修機能を充実するための具体的方策			
ア-1 本学の特色ある診療科・診療単位、中央部門等の特徴を活かした臨床教育の場を提供する。	IV	内科系、救急及び地域医療を必修とし、専門分野の早期修得を図れるよう配慮したプログラムにより臨床研修を実施した。	III 3、IV 1 (18) P 3 3～
ア-2 臨床の場において、患者や医療関係者の立場を理解し、患者本位の医療や円滑なチーム医療を推進できるよう、学生の人格形成を図るための教育及び実習等を行う。	III	ケア・マインド教育、老人福祉施設実習などを通じて、チーム医療やコミュニケーション能力の向上を図った。	III 1 (20)、IV 3 (18)(19)(20)
イ-1 専門職としての実践能力及び高い総合診療能力を有する医師の育成を目指し、卒後臨床研修プログラムの充実を図る。	IV	短期の海外研修を実施した。	III 5、IV 2 (18)(19)
イ-2 卒後臨床研修センターを中心として、臨床研修協力病院との連携を深めた研修システムを充実する。	III		III 4 P 3 4～
イ-3 臨床の実践能力向上を図るため、看護師の卒後研修体制を確立する。	III	外部講師を招聘した研修を実施するとともに、e-learning のコンテンツの作成に取り組み、看護師の卒後研修体制を確立した。	II 1 (20)、III 3
イ-4 積極的に外部講師等を招聘し、医療従事者等への教育・研修内容の充実を図る。	III		III 3、IV 1
ウ-1 プライマリケア及び総合診療教育を充実させ、地域医療を担う医師、看護師、コ・メディカルスタッフの育成を図る。	III		III 2、IV 2 P 3 5～
ウ-2 高齢者医療や地域に多い疾病等本県が抱える医療の課題を踏まえ、介護・福祉との連携を図りながら卒後初期及び後期臨床研修の内容の充実を図る。	III		III 4
エ-1 平成18年度に地域連携室を設置し、地域医療機関との診療連携や診療情報の提供により、地域医療の質の向上に努める。	III	18年度看護部内に地域連携室機能を設置したが、今後組織内の位置付けを明確にし体制拡充を図る必要がある。	III 8、IV 5
エ-2 県内の医療専門職員の育成と能力向上を図るため、コ・メディカルスタッフの教育及び研修の受入れを行う。	III	コ・メディカル実習生を適宜受け入れ、医療専門職員の育成と能力向上を図った。	III 3、IV 1 P 3 6～
(2) 研究を推進するための具体的方策			

ア-1 和歌山県で重点的に取り組まなければならない疾病構造の改善、診療活動の改善、疾病の予防につながる研究を行う。(研究から再掲)	IV	18年度都道府県がん診療拠点病院に指定され、多数の講演会・研修を行うなど診療活動の改善につながった。 21年度観光医学講座において「スポーツ・温泉医学研究所」での研究活動を行うとともに、新たに「みらい医療推進センター」を開所し、診療機能を持つ「サテライト診療所本町」と研究機能を持つ「げんき開発研究所」を併設した。	III 2 (㉔㉕)、IV 6
ア-2 疾病の原因、診断、予防について医学及び保健看護学の研究を行い、診療活動の場において、医療及び保健看護の質の向上に貢献する。(研究から再掲)	III		III 4 P 3 7 ~
ア-3 創薬、診断及び治療方法などについての臨床研究、先端医療の研究を行う。(研究から再掲)	III	21年度「循環器画像動態診断学講座」を開設した。	III 6、IV 1
イ-1 平成 18 年度に臨床研究管理センターを設立し、薬剤師、看護師等による治験コーディネーター業務を行い、幅広く治験による新薬開発に貢献する。	III	18年度臨床研究管理センターを設立し、6名のスタッフ(治験コーディネーター4名)で治験業務を幅広く実施し、新薬開発に貢献できた。	III 4 P 3 8 ~
イ-2 治験の実施に当たっては、「医薬品の臨床試験の実施に関する基準」に基づき、患者の権利の擁護に努める。	III	21年度附属病院へ移行後も治験審査委員会を年6回開催し、各種治験申請を審査するとともに、「医薬品の臨床試験の実施に関する基準」に基づき、患者の権利の擁護に努めた。	III 4
ウ 医療の実践を通じた患者本位の安心できる医療の実現のため、医療現場の課題を抽出し、その解決方法やチーム医療のあり方等を検討し、安全かつ最適な管理体制の確立を目指す。	III		III 3、IV 1
(3) 地域医療への貢献と医療の実践を達成するための具体的方策			
ア-1 高度医療に貢献するため、医師及びコ・メディカル等の教育研修制度を確立する。	III		III 1 3、IV 1
ア-2 先端的医療機器の導入、医療技術の開発を促進する。	III		III 7 P 3 9 ~
イ-1 患者の人格と命の尊厳を重んじる病院スタッフを育成する。	III		III 4
イ-2 患者が受診しやすいよう、診療科の枠を超えた臓器別・系統別の診療体制の整備、分かりやすい診療科名の表示を推進する。	III		III 2、IV 2
イ-3 附属病院本院では、平成 19 年度末までに財団法人日本医療機能評価機構等の認定を取得する。	III	19年度財団法人日本医療機能評価機構等の認定を取得した。	III 1、IV 1
イ-4 患者個人情報など医療情報セキュリティ体制の強化を図りながら、診療実績(手術件数、生存率等)を積極的に公開する。	III		III 8
イ-5 栄養管理はもとより、患者の病態に応じた質の高い病院給食を提供する。	III		II 1 (㉒)、III 1 0、IV 5 P 4 0
イ-6 平成 18 年度に地域連携室を設置し、地域の医療機関との連携を推進するとともに相談員を配置し「患者相談窓口」機能の充実を図る。	III	18年度看護部内に地域連携室機能を設置したが、今後組織内の位置付けを明確にし体制拡充を図る必要がある。	III 3、IV 7 P 4 1
ウ-1 ドクターヘリの運航継続と救命救急センターの機能強化により、県内の救急医療の地域間格差の是正に寄与する。	IV	出動件数は毎年着実に増加しており、また 21 年 4 月からは、大阪府及び徳島県と相互応援の運行も開始し、県内のみならず近畿圏の広域救急医療の充実を図った。 また、救命救急センターについては、20 年度から新たに内科系医師を加え強化した。	IV 4 P 4 2 ~

ウ-2 基幹災害医療センター(総合災害医療センター)として「和歌山県地域防災計画」に基づく医療活動を行うとともに関係医療機関を支援する。	Ⅲ		Ⅲ 4
ウ-3 本県へき地医療の包括的な支援について、県福祉保健部との連携を図り、へき地診療所の診療支援等を推進する。	Ⅲ	国保すさみ病院及び国保野上厚生総合病院等への医師の派遣を行った。	計画なし
ウ-4 「都道府県がん診療連携拠点病院」の指定要件を検証し、必要な診療体制、研修体制、情報提供体制等を検討し、指定を目指す。	Ⅳ	18年度「都道府県がん診療連携拠点病院」に指定された。 21年度「都道府県がん診療連携拠点病院」の指定更新に合わせ、腫瘍センター(化学療法、放射線治療及び緩和ケアの3部門)を10月に設置し体制を整えた。	Ⅳ 2
(4) 医療安全体制の充実に係る具体的方策			
ア 医師、看護師、薬剤師等、医療スタッフの配置により医療安全推進部の体制強化を図る。	Ⅲ		Ⅲ 2、Ⅳ 2 (19)(20) P 4 3～
イ リスクマネージャー会議の推進を図るとともに、院内巡回指導を実施し、各所属のリスクマネージャーの活動を強化する。	Ⅲ		Ⅲ 7、Ⅳ 1
ウ 医療安全管理体制の透明性、公平性の確保を図るため、外部委員を必要に応じて導入する。	Ⅲ	19年度医療事故調査委員会に外部委員制度を導入した。	Ⅱ 1 (18)、Ⅲ 1 P 4 4～
エ 医療安全への取組及び医療事故等の状況(経緯や改善策等)についての情報を積極的に公表する。	Ⅲ		Ⅲ 5
(5) 病院運営に関する具体的方策			
ア-1 診療科、中央診療部門、看護部門及び事務組織の再編成を行い、診療機能・診療支援機能を点検し、充実を図る。	Ⅲ	化学療法センターの設置、診療情報管理士の採用により診療機能の充実、診療情報管理業務の充実を図った。	Ⅱ 1 (20)、Ⅲ 5、Ⅳ 4
ア-2 病院医療水準の向上を目指し、患者によるサービスの評価、地域要望を取り入れる体制を構築し、病院機能の向上に努める。	Ⅲ		Ⅲ 3、Ⅳ 1
ア-3 地域社会との交流を図るため、ボランティアの受入れを積極的に拡充する。	Ⅲ		Ⅲ 6、Ⅳ 2 P 4 5～
イ-1 平成 20 年度末までに病院経営をより効率的に進めるための機能的な組織体制を整備する。	Ⅲ		Ⅲ 9、Ⅳ 2
イ-2 平成 18 年度末までに適正な物品管理システムを整備し、医療材料の在庫の縮小と効率的な物品管理を行う。	Ⅲ	18年度預託方式の物品管理システムを導入した。	Ⅲ 2、Ⅳ 2 P 4 6～
イ-3 診療科別や部門別の診療実績や収支等を勘案した職員の再配置を行い、効率的・機能的な病院組織への再編整備を実施する。	Ⅲ	DPCデータによる経営分析を行い、診療科にも説明し、改善につながる取り組みを実施した。	Ⅲ 2、Ⅳ 2
イ-4 部門毎の業務を点検し、アウトソーシングの推進などにより、運営コストの削減に努める。	Ⅳ	分院建て替えを契機として清掃、給食及び施設管理を全部委託するとともに、ボイラー業務を廃止、電話交換業務の整理縮小に努め、人件費削減を図った。	Ⅲ 3、Ⅳ 1 (21)
イ-5 健全な病院経営を推進するため、前年度の実績を踏まえ、病床の利用状況や患者の在院日数等を検証し、効果的な運用を図るとともに、医療技術の進歩及び医療制度改革に応じた医療収入を確保するよう努める。	Ⅲ	各診療科ごとに現状分析を行い、病床利用率、在院日数などのチェック・検証を実施し効果的な運用を図り、医療収入の確保に努めた。 新病院建て替えを機に、病床を効率的に運用すること	Ⅱ 3 (18)(19)(20)、Ⅲ 4、Ⅳ 1 P 4 7～

		により、医事収入の増収を図り、病院経営の健全化を推進する。	
(6) 附属病院本院と同紀北分院の役割分担及び連携強化を達成するための具体的方策			
ア 附属病院本院及び附属病院紀北分院の情報の共有化や相互の医師、看護師をはじめとする全職員の交流を活発化する。	Ⅲ		Ⅲ 4
イ 平成 18 年度中に紀北分院整備基本構想(マスタープラン)を策定し、高齢者医療、リハビリテーション医療等を軸として地域特性を踏まえた機能の充実を図る。	Ⅲ		Ⅲ 4
4 地域貢献に関する目標を達成するための措置			
(1)-1 平成 18 年度中に全学的な地域医療支援組織を構築し、地域の医療機関の連携、協力体制を支援する。	Ⅲ	18年度全学的な地域医療支援に取り組むため、生涯研修・地域支援センターを設置した。また、県の委託を受け地域医療学講座等を開講した。	Ⅲ 8、Ⅳ 2 P 4 8～
(1)-2 ドクターヘリの運航継続と救命救急センターの機能強化により、県内の救急医療の地域間格差の是正に寄与する。(附属病院から再掲)	Ⅳ	出動件数は毎年着実に増加しており、また 21 年 4 月からは、大阪府及び徳島県と相互応援の運行も開始し、県内のみならず近畿圏の広域救急医療の充実を図った。 また、救命救急センターについては、20 年度から新たに内科系医師を加え強化した。	Ⅲ 1 (20)、Ⅳ 3
(1)-3 自然災害、事故災害又は公衆衛生上重大な危害が発生した場合、基幹災害医療センターとして医療救護チームの派遣等、迅速かつ適切な対応を図ることとする。	Ⅲ		Ⅲ 4
(1)-4 本県へき地医療の包括的な支援について、県福祉保健部との連携を図り、へき地診療所の診療支援等を推進する。(附属病院から再掲)	Ⅲ	国保すさみ病院及び国保野上厚生総合病院等への医師の派遣を行った。	計画なし P 4 9～
(1)-5 「都道府県がん診療連携拠点病院」の指定を目指し、がん診療の支援を行う医師の派遣に取り組み、地域医療機関との連携を図る。	Ⅳ	18年度「都道府県がん診療連携拠点病院」に指定された。	Ⅳ 4
(2)-1 医学及び保健看護学及び助産学の研究成果を、地域産業の活性化、健康福祉、公衆衛生活動に展開させるため、研究成果、業績等の知的財産を公開するとともに、本学教員による各種の研修会での講演や地域活動などを行う。(研究から再掲)	Ⅲ		Ⅱ 2 (20②1)、Ⅲ 2
(2)-2 寄附講座、受託研究、企業との共同研究を拡大する。(研究から再掲)	Ⅲ		Ⅲ 2、Ⅳ 2
(3)-1 地域医療関係者の資質向上を図るため、最新の研究成果等の情報及び研修の機会を提供する。	Ⅲ		Ⅲ 4 P 5 0～
(4)-1 地域住民の健康福祉の向上に資するため、民間企業等とも連携し、県民を対象とした公開講座等各種の学習機会を年間 10 回以上提供する。	Ⅲ		Ⅲ 6、Ⅳ 1
(4)-2 県内の小・中・高等学校等との連携を推進し、教育活動や健康増進のための保健活動等を行う	Ⅲ		Ⅲ 4
(5)-1 県や市町村との連携の下に、保健医療施策や福祉施策の立案等に参画する。	Ⅲ		Ⅲ 4
(5)-2 地域の保健医療機関等と連携し、地域の特色を活かした健康づくりを推進することにより、「和歌山ならではの健康文化」を創造し、全国に発信する。	Ⅲ		Ⅲ 2、Ⅳ 2 P 5 1～

5 産官学の連携に関する目標を達成するための措置 (1) 産業界、行政、民間団体等との連携(以下「産官学民連携」という。)を推進する体制を平成 18 年度に整備し、外部資金に関する情報収集、情報提供を行う部署を設ける。	III	18年度産官学連携推進本部を設置するとともに、企画室を設置し、外部資金に関する情報収集等を行った。 20年度株式会社紀陽銀行との連携協定を締結、双方の情報交換等により連携強化を図るとともに、同行との共催による「異業種交流会」を開催し、企業とのマッチングを促進した。	III 2、IV 2
(2) 学外研究者や産業界等と共同研究事業及び受託研究事業を推進するため、大学側から積極的な研究課題の提案を行う。	III		III 1 (20)、IV 3
(3) 産官学民連携による新技術や研究成果の発信を行う。	III		III 3、IV 1
(4) 他大学との単位互換制度及び講義・実習における提携等を推進し、県内の高等教育機関との連携の強化を図る。	III		II 2 (2020)、III 6 P 5 2～
6 国際交流に関する目標を達成するための措置			
(1) 大学及び大学院の研究活動、学費、学生生活等に関する情報を適切に提供する。(再掲)	III		III 4
(2) 平成 18 年度中の国際交流センターの設置も視野に入れて、外国人研究者、留学生の受入れ体制、修学支援体制を整備する。(再掲)	IV	国際交流センターを設置するとともに、外国人研究者、留学生等が利用する国際交流ハウスを整備した。	III 2、IV 2 (1819) P 5 3～
(3) 教育・研究・医療の向上を図るため学生、教職員の海外研修を行う。	III		III 2、IV 2
(4) 海外の大学等との学術交流を推進するとともに、諸外国の大学等との交流協定を締結する。(再掲)	III	山東大学に加え、コンケン大学、マヒドン大学、香港中文大学、上海交通大学、ソウル大学と協定を締結した。	III 2、IV 2
(5) 国際的な医療活動や医療技術支援を推進する。	III	18年度セネガルから臨床検査技師 2 名を研修及び見学として受け入れるとともに、ギニア他 4 カ国から臨床検査技師 9 名を見学として受け入れた。	III 1
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置			
1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置			
(1)-1 理事がそれぞれの専門分野の立場から理事長を補佐し、理事長がリーダーシップを発揮できる組織を構築する。また、法人の経営的基盤の強化を図るため、理事長のリーダーシップの下、経営審議会及び事務組織が経営戦略に対して専門性の高い組織として機能する体制を確立	III		III 3、IV 1 P 5 4～
(1)-2 学部教育の充実と学部運営の活性化を図るため、大学における教育研究審議会と教授会がそれぞれの役割を果たすことによって、機動的、戦略的な運営を行うことができるように、両組織の位置付けを明確にする。	III	18年度方針等を決定する教育研究審議会と学部人事を中心に協議する教授会に役割分担をした。	III 3
(1)-3 円滑な大学運営に必要な情報収集機能高め、教員と事務職員が一体化して大学運営に積極的に取り組んでいく体制を確立する。	III	18年度産官学連携推進本部を設置した。	III 6、IV 2
(1)-4 理事長、副理事長及び理事は、大学が有する物的人的資源を把握し、法人の実務に有効活用できる方法を確立する。	III		III 3 P 5 5～

(1)-5 学外から広く斬新な意見を取り入れるため、理事、経営審議会及び教育研究審議会に学外の専門家を含める。	Ⅲ		Ⅲ 2
(1)-6 事務組織に監査担当部署を設置し、監事監査及び会計監査人監査の事務を所掌するとともに、内部監査機能の充実を図る。	Ⅲ		Ⅲ 5
(2)-1 医療関係者の資質の向上を図るための施策を推進し、優れた医療人を育成し、地域の保健・医療・福祉の各機関へ適切な人材を輩出する。	Ⅲ		Ⅲ 4
(2)-2 県民の医療ニーズ、地域の医療事情に対応して、県内の医療機関の適正な医師配置を実現するため、平成 18 年度中に全学的な地域医療支援組織を設置する。	Ⅲ	18年度全学的な地域医療支援に取り組むため、生涯研修。地域医療支援センターを設置した。また、県の委託を受けて地域医療学講座等を開講した。	Ⅲ 3、Ⅳ 1
2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置			
(1) 理事会、教育研究審議会及び各教授会が有機的に連携し、教育研究全体の活性化につながるよう組織体制を再編する。	Ⅲ		Ⅲ 4 P 5 6～
(2) 学部教育、大学院教育及び専攻科教育を充実発展させるため適正な教員の配置を行う。また、学内の各種の委員会等の業務の効率化を進め、良好な教育研究環境の創出を行う。	Ⅲ		Ⅱ 3、Ⅳ 1 (㉒)
3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置			
(1)-1 任期制度の導入を推進する。	Ⅲ	19年4月から医学部全教員に任期制度を導入した。	Ⅲ 1、Ⅳ 1 P 5 7～
(1)-2 全職種について職員の評価制度を確立し、職員の意欲の向上、教育・研究・医療の質の向上を図る。	Ⅲ		Ⅲ 3
(1)-3 変形労働時間制や裁量労働制、短時間勤務など、多様な勤務形態等の導入を推進する。	Ⅲ		Ⅲ 4
(1)-4 公募制を拡大する。	Ⅲ	21年6月に和歌山県立医科大学教員選考規程を改正し、施行した。	Ⅲ 5、Ⅳ 1
(1)-5 平成 22 年度までに女性教員の割合を 20 %以上とすることを旨とし、育児代替教員制度や離職教員の復職制度、学内託児施設の拡充等、働きやすい環境の整備に努める。また、外国人教員についても、採用を促進する方策を検討する。	Ⅲ		Ⅲ 1 1、Ⅳ 1
(1)-6 臨床教授制度や客員教授制度等、学外の優れた人材の活用を促進する制度の拡充	Ⅲ		Ⅲ 2、Ⅳ 2 P 5 8～
(2)-1 教職員の能力開発、能力向上及び専門性等の向上に資するための計画的な研修機会の充実を図る。	Ⅲ		Ⅲ 4
(2)-2 組織及び教職員個々の活性化のため、他機関との人事交流を積極的に行う。	Ⅲ		Ⅲ 4
4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置			
(1) 効果的かつ効率的な大学運営を行うため、事務処理の迅速化及び簡素化を目指した業務の見直しを行う。また、大学運営に必要な情報収集と分析能力の強化を図るため、企画及び経営戦略の専門部署を設置する。さらに、大学運営に関する専門性の向上を図るため、専門知識の習得や研修体制を確立するとともに、専門職員の導入を行う。	Ⅲ	事務組織の見直しを行い、企画課の拡充及び専門職員の採用を行った。	Ⅱ 1 (㉒)、Ⅲ 5 P 5 9～
(2) 法人業務の円滑な運営を見据え、人的資源を有効に活用するための一方策として、業務の外部委託を実施する。	Ⅲ		Ⅲ 4

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置			
1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置			
(1) 科学研究費補助金、共同研究、受託研究、奨学寄附金等外部資金に関する情報収集、情報提供を行う部署を設けるとともに、研究を推進・支援するための具体的な方策を企画・立案し、外部資金の獲得について、毎年度10%の増加を図る。	Ⅲ	科学研究費補助金、共同研究、受託研究、奨学寄附金等外部資金に関する情報収集、情報提供を行う企画課の設置を行った。	Ⅲ 2、Ⅳ 2 P 6 0～
(2) 知的財産の一元管理を行う部署を設け、有効な活用方法について検討する。	Ⅲ		Ⅲ 1
(3) 外部資金に関する情報収集、情報提供を行う部署を設け、共同研究、受託研究、奨学寄附金等外部資金の受入れ手続きの整備を図る。	Ⅳ	事務局に企画課を設置し、奨学寄附金等外部資金の受入れ手続きを整備した。	Ⅳ 1
(4) 学生納付金や各種手数料について適切な額を設定するとともに、新たな自己収入確保のための方策についても検討する。	Ⅲ	新病院の移転を機に、売店をはじめとした施設使用許可を入札方式に改め、使用料の収入の増加を図った。	Ⅲ 7
(5) 健全な病院経営を推進するため、前年度の実績を踏まえ、病床の利用状況や患者の在院日数等を検証し、効果的な運用を図るとともに、医療技術の進歩及び医療制度改革に応じた医業収入を確保するよう努める。(附属病院から再掲)	Ⅲ	各診療科ごとに現状分析を行い、病床利用率、在院日数などのチェック・検証を実施し効果的な運用を図り、医業収入の確保に努めた。 新病院建替を機に、病床を効率的に運用することにより、医事収入の増収を図り、病院経営の健全化を推進する。	Ⅱ 3 (18)(19)(21)、Ⅲ 4、Ⅳ 1 P 6 1
2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置			
(1) 経営状況や管理的経費を分析し、管理的経費の年間1%削減を目指す。また、適正な業務実績の評価に基づき、人や資金を効率的に配分し、学内の資源を有効に活用する。	Ⅲ		Ⅲ 7 P 6 2～
(2) 医療材料、医薬品等の現状を分析し、購入方法の見直しを図り、経費を削減する。	Ⅲ	価格交渉等の取り組みを行った。 医薬材料の診療収入比率は、 18年度 35.51% 19年度 35.78% 20年度 35.76% 21年度 37.49% 22年度 36.65% (23年2月見込) 医薬品、医薬材料ともに入札方法の改正に取り組み、価格交渉の取り組みを強化していく。	Ⅱ 2 (20)(21)、Ⅲ 1 (19)、Ⅳ 1 (18)
(3) 管理的経費抑制の観点から、事務等の組織を見直すとともに、外部委託可能な業務について検討する。また、多様な雇用形態を採用し、人件費の抑制を推進する。	Ⅲ		Ⅲ 3、Ⅳ 1
(4) 経費節減のため、教職員への意識啓発を行う。	Ⅲ		Ⅲ 4 P 6 3
3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置			
(1) 専門家の助言を得ながら、効率的な資産の一元管理と運用を行い、その具体的な方策を立てる。また、資産運用に際しては、危機管理対策に十分配慮したものとす。	Ⅲ		Ⅲ 4 P 6 4～
第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置			
1 評価の充実に関する目標を達成するための措置			
(1) 教育及び研究等の諸活動の達成度を点検し、評価するために、情報収集及び分析能力の向上を図る。	Ⅲ		Ⅲ 2

(2) 学部、大学院研究科、専攻科、附属病院が、それぞれ独自に自己点検・評価を実施する。	Ⅲ		Ⅲ 5
(3) 平成 20 年度中に(財)大学基準協会の相互評価を受ける。また、附属病院本院では、平成 19 年度末までに(財)日本医療機能評価機構の認定を取得する。	Ⅲ	19年度(財)日本医療機能評価機構の認定を受けた。 20年度(財)大学基準協会の相互評価を受けた。	Ⅲ 2、Ⅳ 1 P 6 5～
(4) 自己点検・評価の結果を公表し、第三者評価等の結果を各部門にフィードバックして継続的に各業務の改善を図ることができるシステムを構築する。	Ⅲ		Ⅲ 3
(5) 教育・研究・医療に業績のあった組織、優秀な教職員を表彰する制度を導入する。	Ⅲ		Ⅱ 2 (20⑳)、Ⅲ 2
2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置			
(1)-1 広報誌、ホームページ等の点検や見直しを行うなど、県民等にわかりやすい広報のあり方を検討するとともに、学内外へ積極的に情報を提供する。	Ⅲ	ホームページを頻回更新し、その充実を図ると共に、附属病院の広報誌「まんだらげ」を発行し、学内外へ積極的に情報を発信した。	Ⅲ 7
(1)-2 学部学生、大学院生、専攻科生及び教職員等の確保のため、処遇や進路について、広報活動の充実を図る。	Ⅲ		Ⅲ 4 P 6 6～
(1)-3 教育研究活動、管理運営、財務内容等の情報を一元的に管理し、社会の求めに応じて適宜情報を提供する。	Ⅲ		Ⅲ 4
(2) 個人情報の取扱いについては、和歌山県個人情報保護条例に基づき、適切な文書管理及びデータベース管理に必要な措置を講じる。	Ⅲ		Ⅲ 4
第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置			
1 施設及び設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置			
(1)-1 施設及び設備の整備計画、医療機器や研究機器等の購入計画を策定し、教育・研究・医療環境の整備・充実を進める。	Ⅲ	20年度学生の定員増に対応するため、医学部三葛教育棟を建設した。	Ⅲ 1 0、Ⅳ 1 P 6 7
(1)-2 附属病院紀北分院については、地元との連携を図りながら適切な医療規模、必要な診療機能等を調査検討し、中期計画期間中に医療環境整備を行う。	Ⅲ		Ⅲ 4 P 6 8～
(1)-3 施設及び設備の整備に当たっては、資金調達の方法、効率的及び効果的な整備手法を検討する。	Ⅲ		Ⅲ 4
(1)-4 施設及び設備の整備・充実を行う場合、耐震機能、安全性及び利便性に配慮したものとする。	Ⅲ		Ⅲ 3
(2) 既存の施設及び設備の利用・整備状況を調査点検し、共同利用や産官学民連携による利用などの有効活用を図るとともに、適正な維持管理を行う。	Ⅲ		Ⅲ 5、Ⅳ 1
2 安全管理に関する目標を達成するための措置			
(1)-1 労働安全衛生法を踏まえた適正な安全管理体制を整備する。	Ⅲ	19年度健康管理センターを設置し、産業医を配置した。	Ⅱ 2 (18⑱)、Ⅲ 5、Ⅳ 1 P 6 9～
(1)-2 学内施設等の安全対策の実施状況を点検し、整備に努める。	Ⅲ		Ⅲ 4
(1)-3 学生等に対する環境保全及び安全衛生教育等を推進する。	Ⅲ		Ⅲ 4
(2) 自然災害や事故等が発生した場合の対応マニュアルについては、訓練を通じて検証を行い絶えず見直していくとともに、職員一人ひとりの危機管理意識を向上	Ⅲ		Ⅲ 8 P 7 0～

させ、不測の事態に迅速かつ適切な対応ができるよう研修・訓練を重ねていく。			
3 基本的人権の尊重に関する目標を達成するための措置	Ⅲ		Ⅲ 4
(1) 人権及び生命倫理に関する知識の修得を図り、人権意識を高めるために人権・同和对策推進協議会を中心に定期的な講習会の開催を行う。	Ⅲ		Ⅲ 4
(2) 教職員の服務規律を定め、行動規範の周知を図る。	Ⅲ	18年度法人化に伴い就業規則を策定、ホームページに掲載し、全学に周知を図った。	Ⅲ 4 P 7 1～
(3) 来院者、入院患者の人権相談等に対応できる窓口を設置する。	Ⅲ	19年度相談員を配置して、患者からの医療相談及び苦情処理等あらゆる相談に対応した。	Ⅲ 8
(4) 全学に職場研修委員を配置し、人権啓発の推進に取り組む。	Ⅲ		Ⅲ 4
(5) 学生、教職員を対象にセクシュアル・ハラスメント等の人権侵害に対応する相談員を配置する。	Ⅲ		Ⅲ 4
(6) 研究や医療行為については、国際基準や国の倫理指針に準拠して実施されるよう、教職員の啓発を行うとともに、倫理に関する審査体制を点検し、継続的に充実を図る。	Ⅲ		Ⅲ 4
第7 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画			
第8 短期借入金の限度額 10億円			
第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 なし			
第10 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究・医療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。			
第11 その他			
1 施設及び設備に関する計画 各事業年度の予算編成過程等において決定する。			
2 人事に関する計画 人事に関する計画を策定し、適正な人事管理を行う。 ・任期制度の導入を推進する。 ・職員の評価制度を確立する。 ・多様な勤務形態の導入を推進する。 ・公募制を拡大する。 ・女性教員や外国人教員の採用を促進する。 ・学外教員制度の拡充を図る。			
3 積立金の処分に関する計画 なし			

